

様式第4号 (第5条関係)

政務活動費収支報告書

令和 8年 4月10日

盛岡市議会議長
櫻 裕子 様

議員氏名 高 橋 和 夫

盛岡市議会政務活動費の交付に関する条例第5条第1項の規定により令和7年度の政務活動費の収入及び支出について別紙のとおり報告します。



別紙

1 収支の状況

項 目		金 額	主な実施事業内容
収入	政務活動費 ①	600,000 円	
支 出	調査研究費	12,072 円	会派行政視察の実施
	研修費	22,500 円	市政調査会への拠出及び臨時研修会参加費
	広報費	319,699 円	3月、9月、12月定例会後に広報紙を発行した。
	広聴費	円	
	会議費	円	
	資料作成費	円	
	資料購入費	65,729 円	新聞購読料その他資料の購入
	人件費	円	
	事務所費	180,000 円	事務所賃借料
	支出合計 ②	600,000 円	
差引残余 ①-②	0 円		

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和7年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳									
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費	
R7.4.19	政務活動費交付金	300,000											
R7.4.18	事務所家賃(4月分)		15,000										15,000
R7.4.25	新聞代(4月分)		4,000								4,000		
R7.5.2	市政報告に係る広報折込代(4月発行)		880			880							
R7.5.9	会派視察宿泊費(5/20,21)		9,900	9,900									
R7.5.9	市政報告に係る広報印刷費(4月発行)		57,420			57,420							
R7.5.12	市政報告に係る広報折込代(4月発行)		46,701			46,701							
R7.5.18	事務所家賃(5月分)		15,000										15,000
R7.5.20	会派視察交通費(高速料金)		1,962	1,962									
R7.5.21	会派視察交通費(高速料金)		210	210									
R7.5.26	新聞代(5月分)		4,000								4,000		
R7.6.16	事務所家賃(6月分)		15,000										15,000
R7.6.25	新聞代(6月分)		4,000								4,000		
R7.7.16	事務所家賃(7月分)		15,000										15,000
R7.7.25	新聞代(7月分)		4,000								4,000		
R7.8.15	市政調査会臨時研修会参加費		7,000		7,000								
R7.8.15	事務所家賃(8月分)		15,000										15,000
R7.8.25	新聞代(8月分)		4,000								4,000		
R7.9.16	事務所家賃(9月分)		15,000										15,000
R7.9.25	新聞代(9月分)		4,000								4,000		
R7.10.10	政務活動費交付金	300,000											
R7.10.16	市政調査会臨時研修会参加費		6,000		6,000								
R7.10.17	事務所家賃(10月分)		15,000										15,000
R7.10.23	市政報告に係る広報折込代(10月発行)		880			880							
R7.10.24	市政報告に係る広報折込代(4月発行)		1,144			1,144							
R7.10.24	市政報告に係る広報折込代(10月発行)		1,144			1,144							

様式第5号

政務活動費出納簿

【令和7年度分】

(単位：円)

年月日	内容	収入額	支出額	政務活動費経費内訳								
				調査研究費	研修費	広報費	広聴費	会議費	資料作成費	資料購入費	人件費	事務所費
R7.10.27	新聞代(10月分)		4,000							4,000		
R7.10.31	市政報告に係る広報印刷費(10月発行)		58,905			58,905						
R7.10.31	市政報告に係る広報折込代(10月発行)		46,420			46,420						
R7.11.18	事務所家賃(11月分)		15,000									15,000
R7.11.25	新聞代(11月分)		4,000							4,000		
R7.12.18	事務所家賃(12月分)		15,000									15,000
R7.12.25	新聞代(12月分)		4,000							4,000		
R8.1.16	令和7年度市政調査会拠出金		7,000		7,000							
R8.1.16	事務所家賃(1月分)		15,000									15,000
R8.1.26	新聞代(1月分)		4,000							4,000		
R8.2.12	市政報告に係る広報印刷費(1月発行)		58,905			58,905						
R8.2.12	市政報告に係る広報折込代(1月発行)		46,420			46,420						
R8.2.13	市政報告に係る広報折込代(1月発行)		880			880						
R8.2.17	事務所家賃(2月分)		15,000									15,000
R8.2.25	新聞代(2月分)		4,000							4,000		
R8.3.16	市政調査会臨時研修会参加費		2,500		2,500							
R8.3.18	事務所家賃(3月分)		15,000									15,000
R8.3.25	新聞代(3月分)		4,000							4,000		
R8.3.25	書籍購入費		17,729							17,729		
経費小計				12,072	22,500	319,699				65,729		180,000
合計額		600,000	600,000	差引残余額						0		

政務活動費支出簿

使途項目	調査研究費 /
------	---------

支出年月日	支出金額	摘 要	備考
R7. 5. 9	9,900 円	会派行政視察宿泊費	
R7. 5. 20	1,962 円	会派行政視察交通費	
R7. 5. 21	210 円	会派行政視察交通費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	12,072 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費 ⁴ /	支出日	R7.5.9 ¹¹ /
------	----------------------	-----	------------------------

支出証拠書類の額面金額	9,900 ¹¹ /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	9,900 ¹¹ /	円

【支払概要】

会派行政視察宿泊費 (令和7年5月20~21日) ¹¹ /
 山形市、酒田市 ¹¹ /
 ● 宿泊費 (1泊) 9,900円 ¹¹ /

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

0003583

高橋 和夫 様 ¹¹ /

令和7年5月9日 ¹¹ /

金額 ¥9900 ¹¹ /

但し 500 山形・宿泊費 ¹¹ /
 上記の金額を領収致しました

申込金 _____ 円 / 收受
 旅行費用 _____ 円 / 收受
 その他費用 _____ 円 / 收受
 合 計 _____ 円 / 收受

取扱者印



ワット観光

本社営業所 岩手県盛岡市本町通下目番9号
 TEL 019-626-0810



NO. 7677

請求書

2025年5月7日

登録番号:T4400001004393

日本共産党盛岡市議団
高橋 和夫 様

岩手県知事登録旅行業第3-176号
全国旅行業協会会員

ワット観光株式会社

〒020-0015

岩手県盛岡市本町通

TEL 019-626-0810

FAX 019-653-4810

担当者

下記金額、ご請求申し上げます。

ご請求金額 ¥ 9,900-

ツアー名: 山形視察宿泊・1泊2日

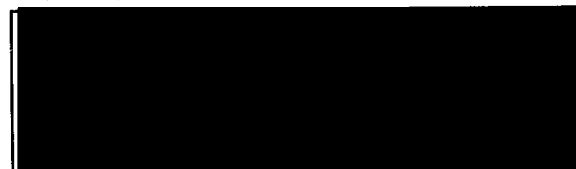
期間: 2025/05/20(火)~05/21(水)

費用明細	数量	単価	金額	記事
宿泊費	1	9,900	9,900	ホテルルートイン酒田 (S・DBL/朝食付き)
合計金額			9,900	(消費税 10%)

※は軽減税率対象品目

税率	対象金額(税込)	うち消費税	うち消費税合計額
10%	9,900	900	900
8%	0	0	
非課税 不課税	0	—	

*お振込みは下記の口座にお願い申し上げます。



*お支払い期日 / 2025年5月16日(金)

*恐れ入りますが振込手数料は貴社のご負担にてお願い致します。

日本共産党盛岡市議団 会派視察 日程表

<山形市、酒田市>

5月20日(火)

盛岡市内(8:30)——(自家用車)——(12:00)山形市内
山形市内(12:00)——(自家用車)——(12:15)昼食会場
《昼食 山形市役所付近》
昼食会場(13:15)——(自家用車)——(13:25)山形市役所

山形市様 視察(13:30~15:00)

◆聴こえくつきり事業について

〒990-8540 山形県山形市旅籠町二丁目3番25号 電話番号:023-641-1212(代表)

山形市役所(15:00)——(自家用車)——(17:00)宿泊場所

《宿泊》

ホテルルートイン酒田

〒998-0851 山形県酒田市東大町1丁目48-12

電話:0234-21-3301 FAX:0234-21-3302

5月21日(水)

宿泊場所(11:00)——(自家用車)——(11:30)昼食会場
《昼食 酒田市役所付近》
昼食会場(13:15)——(自家用車)——(13:25)酒田市役所

酒田市様 視察(13:30~15:00)

◆空き家対策について

①「空き家等管理活用支援法人」の指定について

②「空き家等ネットワーク協議会」について

〒998-8540 山形県酒田市本町二丁目2番45号 電話番号:0234-22-5111(代表)

酒田市役所(15:00)——(自家用車)——(19:00)盛岡市内

視察等概要書

議員氏名 高橋 和夫

会派名	日本共産党盛岡市議団
実施日	5月20日
参加者	神部伸也、高橋和夫、鈴木努、三田村亜美子
視察先および調査項目	山形市「聴こえくつきり事業」
視察の概要および所感	<p>山形市の「聴こえくつきり事業」は、65歳以上の高齢者を対象に聴こえのフレイルの予防並びに早期発見・早期対応を行うことにより、「聴こえ」の状態を改善し、人とのコミュニケーションや社会活動への参加を促進することで、高齢者の社会的孤立を防ぐとともに、介護予防や認知症予防、ひいては健康寿命の延伸につなげることを目的に、令和4年から本格的に事業が進められています。本事業の特徴としては補聴器購入費への補助だけでなく、①普及啓発、②早期発見、③早期対応、④フォローアップ、⑤データ分析の5つの要素をパッケージ化して好循環により改善を図りながら事業に取り組まれています。普及啓発の取組では、市と地域包括支援センターが主催し「耳からの健康講座」を実施し、聴、こえのフレイルが心身の機能に与える影響やその対策、専門医への受診による早期発見の重要性など、市民の理解を深める取組みがされており、高齢者に限らず聴こえのフレイルについての理解を深めてもらうため、啓発リーフレットを作成し、子どもから大人まであらゆる世代から手に取ってもらえる場所や医療機関、公民館等へ設置されておりました。また、早期発見の取組では、「耳からの健康講座」を実施した後にアプリを活用した語音聴力チェックの実施が行われ、一定基準該当した方に対する補聴器相談医の紹介、言語聴覚士による受診勧奨や個別相談が実施されています。事業予算については、「保険者強化推進支援金及び介護保険者努力支援交付金」があたり総事業費は約900万円で実施されており、そのうち補聴器購入補助事業は約400万円となっています。</p>
【添付資料】	

視察等概要書

議員氏名 高橋和夫

会派名	日本共産党盛岡市議団
実施日	令和7年5月21日
参加者	高橋和夫 神部伸也 鈴木努 三田村亜美子
視察先および調査項目	山形県酒田市 空き家対策について
視察の概要および所感	<ul style="list-style-type: none"> ・ 空き家所有者のための啓発パンフレットを固定資産税納税通知書に同封して郵送している。また、不動産関連協会、建設業協会、司法書士会、金融協会、行政書士会、土地家屋調査士会、空家等管理活用支援法人、酒田市、で構成する空き家等ネットワーク協議会を設立し、年3回の空き家等に関する無料相談会、平日の無料電話相談などを実施しており、相談内容に応じて適切なアドバイスを行っている。 ・ 相続放棄などで相続人が存在しない危険老朽空き家については、民法第952条第1項の規定により、市が市税未納などの利害関係人となり、家庭裁判所へ相続財産清算人選任の申立てを実施し、専任された弁護士等の清算人による清算手続きをもって問題解決を図っている。 ・ 移住政策、人口減少対策との連携が図られており、空き家の購入費だけでなく、改修や片付け経費も補助。住宅総合支援事業として空き家の解体工事への補助も行っている。 ・ 空き家問題に関心の高い市民と共に課題解決に取り組んでおり、市民協働による空き家対策は本市でも重要と感じた。
【添付資料】	

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費	支出日	R7.5.20
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,850	円
支出按分率（※按分が必要な場合）	4分の1	
政務活動費支出金額	1,962	円

【支払概要】

会派行政視察宿泊費（令和7年5月20～21日）

山形市、酒田市

●交通費（高速料金）5件

（額面金額を、視察参加者4人で按分した）

※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 山形蔵王

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日11時28分

車種 普通

通行料金 ¥5,500-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 盛岡南

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号202-00530841-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 西川本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日16時00分

車種 普通

通行料金 ¥1,300-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 山形中央

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号209-00071524-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 湯殿山

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日16時31分

車種 普通

通行料金 ¥210-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号4902-02-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 鶴岡本線

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日16時48分

車種 普通

通行料金 ¥630-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号4910-10-00

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 酒田

NEXCO東日本お客さまセンター
0570-024-024
または
03-5308-2424

25年 5月20日17時01分

車種 普通

通行料金 ¥210-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。
便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号4814-03-00

政務活動費支払伝票

使途項目	調査研究費 ✓	支出日	R7.5.21 ✓
------	---------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	840 ✓	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	4分の1 ✓	
政務活動費支出金額	210 ✓	円

【支払概要】

会派行政視察宿泊費 (令和7年5月20~21日) ✓
 山形市、酒田市 ✓
 ●交通費 (高速料金) 1件 ✓
 (額面金額を、視察参加者4人で按分した) ✓
 ※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付 ✓
---------	---

の
り
し
ろ

ご利用ありがとうございます。



料金所では一旦停車してください。

領 収 書

料金所 協和

NEXCO東日本お客さまセンター

0570-024-024

または

03-5308-2424

25年 5月21日17時12分

車種 普通

通行料金 ¥840-

※通行料金の消費税率は10%です

(現金)

—入口料金所— 秋田空港本線

ETCなら小銭不要。各種割引もあります。

便利でお得なETCをぜひご利用下さい。

東日本高速道路株式会社

東京都千代田区霞が関3-3-2

登録番号:T9010001095716

取扱番号202-00571703-00

政務活動費支出簿

使途項目	研修費
------	-----

支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 8. 15	7,000 円	市政調査会臨時研修会参加費	
R7. 10. 16	6,000 円	市政調査会臨時研修会参加費	
R8. 1. 16	7,000 円	令和 7 年度市政調査会拠出金	
R8. 3. 16	2,500 円	市政調査会臨時研修会参加費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	22,500 円		


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.8.15
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	7,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	7,000	円

【支払概要】
市政調査会臨時研修会参加費

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------


領 収 書
高 橋 和 夫 様
— 金 7,000 円 也
令和7年度市政調査会臨時研修会（ファシリテーション研修）参加費として、上記のとおり受領しました。
令和7年8月15日
盛岡市市政調査会 会長 竹 田 浩 久


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R7.10.16
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	6,000	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	6,000	円
【支払概要】 市政調査会臨時研修会参加費		


領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書	
高橋和夫様	
一金 6,000円 也	
令和7年度市政調査会臨時研修会（盛岡市・宮古市議会議員交流会）研修会参加費として、上記のとおり受領しました。	
令和7年10月16日	盛岡市市政調査会 会長 遠藤政幸
	

政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R8. 1. 16
支出証拠書類の額面金額	7,000 円		
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額	7,000 円		
【支払概要】 令和7年度市政調査会拠出金			

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 書
高橋 和夫 様
一金 7,000円 也
令和7年度市政調査会拠出金として、上記のとおり受領しました。
令和8年1月16日
盛岡市市政調査会 会長 遠藤 政幸


政務活動費支払伝票

使途項目	研修費	支出日	R8.3.16
------	-----	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	2,500	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	2,500	円

【支払概要】

市政調査会臨時研修会参加費

領収書等添付欄

別紙に添付

領 収 書

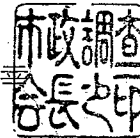
高橋和夫様

一金 2,500円 也

令和7年度市政調査会臨時研修会（令和8年3月27日開催）参加費として、上記のとおり受領しました。

令和8年3月16日

盛岡市市政調査会 会長 遠藤政幸



様式第 6 号

政務活動費支出簿

使途項目	広報費 / /		
支出年月日	支出金額	摘 要	備考
R7. 5. 2	880 円	市政報告に係る広報折込代 (4月発行)	
R7. 5. 9	57,420 円	市政報告に係る広報印刷費 (4月発行)	
R7. 5. 12	46,701 円	市政報告に係る広報折込代 (4月発行)	
R7. 10. 23	880 円	市政報告に係る広報折込代 (10月発行)	
R7. 10. 24	1,144 円	市政報告に係る広報折込代 (4月発行)	
R7. 10. 24	1,144 円	市政報告に係る広報折込代 (10月発行)	
R7. 10. 31	58,905 円	市政報告に係る広報印刷費 (10月発行)	
R7. 10. 31	46,420 円	市政報告に係る広報折込代 (10月発行)	
R8. 2. 12	58,905 円	市政報告に係る広報印刷費 (1月発行)	
R8. 2. 12	46,420 円	市政報告に係る広報折込代 (1月発行)	
R8. 2. 13	880 円	市政報告に係る広報折込代 (1月発行)	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	319,699 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.5.2
------	-----	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	880	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	880	円
【支払概要】 広報「市議団ニュース」(4月発行)新聞折込代 880円 @4.0円×200部+消費税		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

高橋 和夫 様 No. _____

★

¥ 8,800-

内 訳	
現金	¥ 8,800
小切手	/
手 形	/
登録番号	T6400002007765
消費税額等(10%)	¥ 880-

但 チラシ折込料 200枚 議会報告

7年5月2日 上記正に領収いたしました

岩手県岩手郡岩手町大字川口第9地割12番地

有限会社 四 日

代表取締役 四日市吉

電話 0195-65-2009

収入印紙

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.5.9
------	-----	-----	--------

支出証拠書類の額面金額	287,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	57,420	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」発行印刷費 (4月発行) 287,100円

@4.5円×58,000部+消費税

(会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)

※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄

別紙に添付

のりしろ

領収書

No. 014260



日本共産党 盛岡市議団 様



金額 4 287100 *

但 盛岡市議団報告No.350印刷代として
上記の金額正に領収しました。

 河北印刷株式会社

〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256
適格請求書発行事業者登録番号 工6-4000-0100-0449

税抜金額	261000 円
消費税額	26100 円 (10%)
金種	現金
小切手	
振込	
手形	
相殺	

2025年 5月9日 抜者印

※抜者印なきものは無効といたします。

日本共産党 盛岡市議団報告

No.350-2025spring

発行:日本共産党盛岡市議団
盛岡市本町12-3-6 TEL019-656-0578



庄子春治 高橋和夫 神部伸也 鈴木 努 三田村亜美子

この広報紙は政治活動費で発行しています。市政へのご意見・ご要望をお寄せ下さい。

市民要求の反映とともに、「痛み」が伴う予算…2025年度から、内館茂市長のもとで策定された新たな総合計画(10年間)がスタートします。予算には市民要求が反映されるとともに、「福祉の後退」も盛り込まれました。日本共産党市議団は、一般質問や予算審査で、市民要求実現に向けて積極的に提案するとともに、福祉切り捨てに厳しく反対しました。

「ヤングケアラー」 実態調査を実施!

「ヤングケアラー」を早期に発見し、支援に繋げるため、市内の小学5・6年生と中学2年生などを対象にアンケート調査が実施されます。

2024年6月議会で党市議団は、国の法改正によって自治体の支援強化が求められていることや、苦小牧市のヤングケアラー支援条例など紹介し支援強化を求めています。

市は理解や気づきを促すとともに、相談窓口の周知も行うとしています。

地区活動センター 老人福祉センターに エアコン設置!

地区活動センター(中野、山岸、仁王、松園、緑が丘、本宮、湯沢)と、老人福祉センター(津志田、北厨川、川目、築川、緑が丘、上堂)のエアコンが未設置となっている全室にエアコンを設置する予算が計上されました。

2024年6月議会で党市議団が未設置となっている施設全体への設置を求め、市は「2か年で整備したい」と答えていましたが、前倒しで設置されることになりました。

非核平和都市宣言事業 被団協と共催!

昨年12月に、日本原水爆被害者団体協議会(被団協)が「ノーベル平和賞」を受賞しました。市は被団協と共催で8月6～9日に中央公民館を会場として、原爆死没者追悼式をはじめ被爆体験を語る会や原爆パネル展などを実施する予定です。党市議団は、予算要望や質問等を通じ、広島・長崎に原爆が投下されて80年を迎えるにあたり、「非核平和都市宣言」のまちとして被爆80年にふさわしい記念行事を企画するよう求めています。

住民福祉の後退も…

BAD

☑成人検診の新たな自己負担…

成人検診で自己負担を引き上げ。さらに、これまで免除だった「70歳以上」「65歳以上で『後期高齢者被保険者証』所持」が対象外に。例えば、胃がん検診の場合、集団検診で1,900円、個別検診で胃カメラ検査の場合4,400円の自己負担が発生。

☑予防接種の自己負担引上げ…

高齢者のインフルエンザ予防接種の自己負担が1,500円から2,600円に。

…他にも、ボランティア保険助成が廃止され、「子ども食堂」への運営費補助、地域事業補助金などが削減。

議会論戦でチェンジ!

☑患者輸送バスの削減を周知…

市は盛岡市内(玉山地域をのぞく)を週1回運行していた患者輸送バスの運行回数を7月から2回に減便するとして利用者等に周知していました。

この対応には党市議団のほか他会派の議員からも疑問視する質問が相次ぎました。

3月定例会中の質疑等を通じ、「現在の運行の継続について検討する」などの前向きな答弁を引き出しました。

☑ 運行の削減、見直しへ!

「チェンジ」は
どうあらわれたのか?

前進!!党市議団の提案も。

GOOD

☑不登校対策、拡大!

児童生徒の学校以外の「居場所」づくりが拡大されます。(2面も参照ください)

☑産後ケアに「宿泊型」追加!

産後ケアを必要とする産婦等に対し、これまでの「訪問型」「デイサービス型」に加えて「宿泊型」が実施されます。実施時期は、年度途中からの予定です。

☑公共交通空白地対策!

公共交通不便地域での地域内交通の試験運行が実施されます。

☑犯罪被害者等支援!

「盛岡市犯罪被害者等支援条例」が制定されました。犯罪被害者への総合支援窓口設置とともに、経済的負担の軽減や住居の安定を図る支援などが行われます。

☑重度心身障害者医療費給付対象への追加!

精神障害者保健福祉手帳1級保持者も対象となります。党市議団は、この間、一般質問などで繰り返し求めてきました。しかし…

☑中度障がい者・寡婦等医療費助成削減…

中度障がい者医療費給付事業で、3級障がい者に所得制限(約450人が助成対象外)に、寡婦等医療費給付事業は廃止(約1,000人が対象外)に。

BAD



子育て負担軽減策 さらなる前進を

市長挨拶で「子ども、若者への支援で『経済的負担の軽減に取り組む』と述べられたことに対し、18歳までの医療費の完全無償化をはじめ、保育料の完全無償化、放課後児童クラブ利用料の軽減など、「ぜひ今任期中には何かしらの前進が図られるよう取組の強化を」と求めました。内館市長は「多額の財源が必要となる」「全国市長会などを通して、引き続き国に要望する」と述べるにとどまりました。

全員登壇。全力投球。公約実現めざし、市民の声届ける。

玉山地域患者輸送バス 運行の改善を

玉山地域の患者輸送バスは、各地区で1回の運行ですが、1日に2方向のため、どちらか1方向しか利用できません。利用者からの1日2方向ではなく、1日1方向で週2回に1日の要望を紹介し、改善を求めました。

玉山総合事務所長は「医療機関への通院が不便な地域にお住いの皆様のお声をお聞きしながら、より利用しやすい運行となるよう検討する」と答えました。



公立保育所は存続を！ 保育制度の問題を指摘

第5次公立保育所民営化実施計画で、あべたで、さくらがおが保育園の民営化計画が示されました。在園児受入(統合)方式という全国で例のない民営化の手法であり、現場の職員や保護者の意向を反映させるよう求めました。また、「子ども誰でも通園制度」の実施で懸念される子どもの安全確保や保育の役割について、市の認識を質しました。市は国よりも厳しい基準を設け、子どもの育ちを支援するとしています。

中学校給食未実施校 支援のありかた検討を

国は、小学校の給食費無償化について令和8年度の実現を目指して、中学校についても出来る限り速やかに実現していくとしています。市では給食が未実施の中学校が10校残されていることから、無償化が実施された場合にその恩恵が受けられない方々に対する支援について検討するよう求めました。

教育部長は「国の検討状況も踏まえた上で、支援の在り方について検討していく」と答えました。



3月定例会反対した議案

令和7年度一般会計予算…

前向きな取組もある一方、地方自治体の基本的な役割である「市民の命と健康を守る分野」に踏み込んで削減する内容も。厳しい財政状況だとしても、この間の事業の成果や課題、今後の在り方についての総合的な検討、市民への影響について深く検討する必要があります。

また、財政が厳しいと福祉を削る一方で、総額60億円の道路整備を予算化した「盛岡南地区物流拠点整備事業」や、施設建設単価が2倍に跳ね上がっている大型ごみ処理施設建設などを進める「ごみ処理広域化計画」の凍結と見直しが必要です。

令和7年度後期高齢者医療費特別会計予算…

10月から一定所得がある方の自己負担(上限)が、外来で最大1万3千円増。年齢で区切り、2年毎の保険料改定で際限なく保険料が引き上げられる差別制度であることから反対しました。

令和7年度下水道事業会計予算…

4月から下水道料金が上がることから反対。昨年の9月議会で、下水道料金の改定議案が提出され「物価高騰の折、市民生活に影響を与えることから今上げるべきでない」とのべ、低所得者への配慮や段階的な実施など求めて反対していました。

盛岡市職員定数条例の一部改正…

2024年度との比較で職員14人減員となり、職場の増員要望とも大きく乖離していることから反対しました。

盛岡市社会福祉法人等の人員、設備、運営等に関する基準等を定める条例…

専門職の職員をしっかりと配置できるような賃金や労働環境の改善を図ることが必要と求め、反対しました。

不登校児童生徒への支援 居場所、フリースクールへの支援

不登校児童生徒が年々増加している中で、①安心して通える学校づくり、②多様な学びの場の確保、③フリースクールへの財政支援などについて質問。教育部長は、①不登校児童生徒支援プランに基づいて一人一人に寄り添った対応に努める、②公民館に「ひるほもりーオ」の「サテライト分室」を開設し「居場所」を提供する、③フリースクールとの情報交換、他の自治体等への照会等の調査を行う、と答えました。



2025年6月定例会の予定

6月6日…招集予定
6月12日、18~20日…一般質問

※日程は予定です。
※本会議は盛岡市役所本庁舎3階でもなだでも傍聴できます。
インターネット中継もご視聴ください。
(詳しくは盛岡市議会ホームページをご覧ください)

日本共産党
盛岡市議団報告
No.350-2025spring



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7. 5. 12
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	233,508	円
支出按分率（※按分が必要な場合）	5分の1	
政務活動費支出金額	46,701	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」（4月発行）新聞折込代 233,508円
 @4.0円×50,970部+消費税
 @4.2円×2,000部+消費税
 （会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している）
 ※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

№100130

領 収 書

日本共産党 盛岡市議団様

下記の通り正に領収致しました

領収金額	4	2	3	3	5	0	8	
内訳 税率(10%)	税抜金額		212280 円		消費税額			21228 円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

但し、4月27日チラシ折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他 ()

内 訳

- ①現金 ¥
- ②小切手 ¥ _____
- ③振込 ¥ _____
- ④相殺 ¥ _____
- その他 ¥ _____



令和 7 年 5 月 12 日

■各紙新聞折込広告代理店
■総合広告代理店

岩手日報アド・ブランチ
〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目240号
TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154
登録番号: T2400001000205



御 請 求 書

No. 044938

〒 020-0015

岩手県盛岡市本町通 2-3-6

令和 7 年 4 月 18 日

日本共産党 盛岡市議団 殿

- ◆岩手日報折込統括代理店
(東北折込広告協議会会員)
- ◆総合広告代理店

事業者登録番号: T2400001000205

岩手日報アドバンス 盛岡
〒020-0122
盛岡市みたけ1丁目6番40
TEL(019)641-6711
FAX(019)641-6152

下記のとおり御請求申し上げます。

合計金額 ￥233,508

担当者: [Redacted]

1 ページ

折込日	曜日	摘要	サイズ	数量	単価	金額
7/4/27	日	日本共産党 盛岡市議団	B4	50,970	4.000	203,880
		日本共産党 盛岡市議団	B4	2,000	4.200	8,400
税抜合計						212,280
消費税 10%						21,228
税込合計						233,508

備考 ※ 折込料金
いつもありがとうございます。

取引銀行: [Redacted]
口座名義: [Redacted]
※振込手数料は、お客様にてご負担していただきますようお願い申し上げます。

425920

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.10.23
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	880	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	880	円
【支払概要】 広報「市議団ニュース」(10月発行)新聞折込代 880円 @4.0円×200部+消費税		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

高橋 和夫 様

No. _____

★

¥ 8,800-

内 訳
 現金 8,800-
 小切手 /
 手形 /

但 チラシ折込料 200 枚 議会報告
 7年10月23日 上記正に領収いたしました

収入印紙

登録番号 T6400002007765

消費税額等(9%) 800-

岩手県岩手郡岩手町大字川口第9地割12番地

有限会社 四 日 市

代表取締役 四 日 市 吉

電話 0195-65-2009

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費 / /	支出日	R7. 10. 24 / /
支出証拠書類の額面金額	1,144 / / 円		
支出按分率 (※按分が必要な場合)			
政務活動費支出金額	1,144 / / 円		
【支払概要】			
広報「市議団ニュース」(4月発行)新聞折込代 1,144円 / @4.0円×260部+消費税 /			
領収書等添付欄		<input type="checkbox"/> 別紙に添付 /	

領 収 証 高橋和夫 様 No. _____

金額 ¥ 1,144 /

内 訳 _____

現金 _____ 但チラシ折込料 260枚 (議会報告) 収入印紙

小切手 / _____

手形 / _____

令和7年10月24日 上記正に領収いたしました

〒020-0622 滝沢市野沢76-2

岩手日報 滝沢センター

消費税額等(10%) 有限会社 山田屋 所長 齋藤 実

登録番号 T1400002003513 TEL 019-688-4519 FAX 688-4519

コクヨ ウケ-92

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.10.24
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	1,144	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	1,144	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」(10月発行)新聞折込代 1,144円
 @4.0円×260部+消費税

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証 高橋和夫 様 No. _____

金額

¥1,144

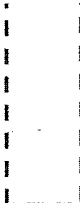
内 訳 _____ 但 折込料 260枚 (議会報告) 収入印紙
 現金 _____
 小切手 _____ / 令和7年10月24日 上記正に領収いたしました
 手形 _____ /

〒020-0622 滝沢市野沢76-2

岩手日報 滝沢センター

消費税額等(10%) 株式会社 山田屋 所長 齋藤 実

登録番号 T1400002003513 TEL 019-688-4519 FAX 688-4519



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費 “ /	支出日	R7. 10. 31 “ /
------	---------	-----	----------------

支出証拠書類の額面金額	294,525 “ /	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1 “ /	
政務活動費支出金額	58,905 “ /	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」発行印刷費 (10月発行) 294,525円
 @4.5円×59,500部+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

領収書

No. 014414



日本共産党 様



金額 4294525*

但盛岡市議団報告印刷代として
上記の金額正に領収しました。

 河北印刷株式会社

〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256
適格請求書発行事業者登録番号 〒6-4000-0100-0449

税抜金額 267750 円

消費税額 26775 円(10%)

金種 現金 小切手 振込 手形 相殺

2025年10月31日

報告印

※扱者印なきものは無効といたします。


お客様コードNo. [Redacted]

納品書

No. 370762

2025年 10月 23日

日本共産党 御中


河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-4976

担当 [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査収ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
	盛岡市議団報告	59,500	枚	4.50	267,750	
				消費税等	26,775	課税対象額 267,750

摘要: [Redacted]

合計 ¥294,525

日本共産党 盛岡市議団報告

No.351-2025autumn

発行:日本共産党盛岡市議団

盛岡市本町通2-3-6 TEL019-656-0578



庄子春治 高橋和夫 神部伸也 鈴木努 三田村亜美子

この広報紙は政治活動費で発行しています。市政へのご意見・ご要望をお寄せ下さい。

議員・市長の 任期折り返し 問われる姿勢……

25年9月定例会は議員・市長の4年の任期の折り返し地点。これまでこの期に及ぶと、残る任期にどう取り組むかが問われる節目の議会でもあります。今議会を通じて市長の政治姿勢に対する疑問・問題点が浮き彫りとなりました。

【公約達成の進捗に「？」】

内館市長が9月2日の定例記者会見で「公約95事業のうち67件について事業化されている」と表明しました。市長が選挙で公約した「学校給食費の無償化」や「市独自の返済のいない奨学金制度」、「高齢者1000円バス」、「保育士の配置基準+1」など市民から期待が寄せられた公約の具体化がいまだ見えない状況のもと、「公約95事業、事業化された67事業は何か」（庄子春治議員/一般質問）等の問いに「具体的事業については、後で整理してお知らせする」などとして、具体的な中身は示されませんでした。

【敬老バスの削減と有料化の動き：関係者の声を聞いて】

一方、市は、これまで老人クラブなどが研修会やレクリエーションのために「年2回、無料」で活用していた「敬老バス」を、来年度から「年1回、2万5千円から3万3千円の有料に」したい意向を示しました。老人クラブにとって大事な事業。一方的に決めず関係者の声を聞いて決めるように（庄子議員/議案質疑）と求めました。（下段記事参照）

【災害対策本部欠席の責任は重大】

また、定例会中の報道により、8月20日に盛岡市が設置した災害対策本部に本部長である市長が出席せず、翌朝まで連絡が取れなかった問題が発覚しました。「市長の災害への認識、自らの責務についての認識は」（三田村亜美子議員/議案質疑）など、市長の姿勢を質す質問、討論が相次ぎ、党市議団は、具体的な反省と今後の危機管理体制の改善を求めました。



三田村 亜美子 議員 盛岡市議

市が「経営改善計画」…事務事業みなおして60億円ねん出

令和6年度的一般会計決算では、実質単年度収支で1.6億5353万9千円の赤字でした。赤字は令和4年度から3年連続。市はこうした財政状況から「自治体経営改善計画」に取り組むとして、令和7年度から住民サービスの削減に取り組みはじめ、令和8年度以降さらに事業の見直しを行うとしています。

党市議団の提言

「住民の福祉増進」（地方自治法）を踏まえて

日本共産党盛岡市議団は、9月議会の決算に対する意見で、厳しい財政状況に応じた事務事業の見直しは必要ではあるが、自治体経営改善計画の在り方については、住民の福祉の増進を目的とする地方自治体の役割を果たすことを踏まえたうえで取り組むべきだとして、次の提案をしました。

①今日の物価高騰の下、市民生活が厳しくなっているもて市がさらに市民生活を悪化させる負担増は避けること。

②受益者負担の適正化の名で、事業の縮小や補助金削減を行おうとする場合、そのことがもたらす市民生活への影響に配慮し、関係団体や市民の意見を聞き、合意を得て進めること。

③住民サービスを削ってまであえて基金への積み立て（貯金）を増やす必要はなく、計画全体を見直すこと。

市の「自治体経営改善計画」では

令和7年度から

- ▼3級障がい者、寡婦等医療費助成事業の縮小・廃止
- ▼高齢者の検診有料化（胃カメラで新たに4400円自己負担）
- ▼高齢者インフルエンザ接種料金1100円引き上げ など

令和8年度から

- ▼令和8～9年度で前年比5億円の事業費を削減し5年間で60億円ねん出
- ▼60億円の用途⇒ごみ処理場、学校給食センターの整備費用に40億円。財政調整基金に20億円積み立てる。
- ▼そのために 受益者負担見直し（市民負担増）などに取り組む。

（8年度から計画されている縮小・廃止事業の例）

見直し対象事業の内容	削減額(事業費)単位:円
地域活動バス「せきれい」の運行	509,000
敬老バス運行業務委託料	5,000,000
高齢者等への配食サービス事業	3,620,000
都南地区保健センターの廃止	1,039,000
放課後児童クラブの低所得者等の利用料助成	調整中
保育所等への副食費助成	調整中

党市議団の論戦…一般質問、議案質疑、常任委員会審査等を通じ、市民の皆さんの声を届けました。



クマ等対策、緊急銃猟の体制整備へ

鳥獣保護管理法の一部改正により、住宅地等を含む人の日常生活圏内でクマ等捕獲のための銃器使用(緊急銃猟)が可能となります。①クマが出没したら捕獲・駆除するという、これまでの対策の延長ではなく、調査・研究をもとに対策を講じるための専門的知識を有する人員が必要、②猪去地区の草刈りによる人の生活圏と里山の間に緩衝地帯を設ける取組など市民協働による対策を求めました。

ごみ処理広域化は見直しを

令和6年度の盛岡市の焼却ごみの組成分析において、「生ごみ」43.4%、「資源ごみ」22.7%、と合わせて66.1%も含まれており、そのほか「紙ごみ」が11.5%でした。少なくとも現在焼却処理しているごみの中に、分ければ「資源」となりうるものが70%前後も含まれています。

ごみ処理広域化で新たに建設する焼却炉の計画では、1日当たり378tの焼却量とする計画ですが、さらなる減量・資源化への計画がありません。当初の1トン当たり5千万円としていた建設単価はすでに1億円を超え、建設費の高騰も大きな課題になっています。

党市議団は広域化計画・施設整備計画を見直しが必要だと指摘して、一般会計決算に反対しました。

子ども子育て3つのゼロ

①子どもの医療費②保育料③小学校給食の無償化について、市長は、①新たに年間2億1,330万円が必要、②6年度の実績から推計すると年間約7億7千万円と、両方とも「多額の財源が必要となり難しい」とのべ、③現在、国において小学校給食費無償化への動きがあることから、国の制度化の動向を注視しつつ本市の取組を検討すると答弁。

消費税減税・物価高騰対策

25年の値上げ食品数が累計2万品目を超えることや、参議院選挙で「消費税減税」の民意が示されたこと、消費税が貧困と格差拡大に追い打ちをかけていることなど指摘し、国に消費税減税を求めるよう質しました。福祉施設等への食材費補助(※)の下半期分の予算化を求めました。(※学校給食費の食材費補助は、2025年度末分まで予算化済み)

病院・医療

医療資材や賃上げなどによって、2024年6月の診療報酬改定後、経常利益が赤字となった病院は全国で61%にのぼり、盛岡市立病院の令和6年度決算も約11億6000万円の赤字となっています。地域医療を守るために国に対し提言を行うよう求めました。

下水道安全対策

八潮市の道路陥没事故や行田市の作業員の事故を受け、インフラ施設の中でも特に危険を伴う下水道管内の調査に水上ドローンを活用できないか提案。上下水道部長は、「水上ドローンの活用については管径や水深が一定以上必要で、本市に該当箇所が少なく採用に至っていないが、事故の未然防止に取り組むため、自動式カメラ等使用環境に応じたD※技術の導入検討を進めている」と答弁。

QRコードから、9月定例会本会議の質疑等をご覧ください。



「多文化共生」…排外主義への危機感

議会、会派・党派を超えて語られた「多文化共生」というキーワード。先の参院選を通じて外国人の存在が国民の暮らしを脅かす存在であるかのような言説が広がり、今定例会では「地域に差別と分断を持ち込まないために、行政としてどう取り組むのか」(三田村議員/一般質問)など、排外主義と対決する姿勢が広がりました。

国民のくらしの困難の原因は外国人にあるのではなく、まさに国の政治そのものにあります。今年7月の全国知事会の提言にある通り、自治体から見れば日本人と同じ「生活者」であり「地域住民」です。

党市議団は、外国人に対する施策の中で今必要なことは、差別や規制ではなく、共生のための制度の充実であると指摘し、多文化共生に向けて取り組みをさらに進めることを求めました。

Q.生活保護や国民健康保険で、外国人が予算を圧迫しているって本当?

A.盛岡市で暮らす外国人の人数は、2024年度で2,104人。24年度末時点での生活保護利用者は24人で全体の0.49%と、直近5年間でほとんど変化していません。国民健康保険では、市全体の被保険者数4万6,037人(8/31時点)のうち、外国人の人数と割合は780人、1.69%で、医療費は全体の0.49%です。

「核兵器保有論」は被爆者への侮辱

先の参議院選挙で「核武装が安上がり」と主張した候補者が当選し、日本も核保有をすべきとする国会議員が増えていることに対して、被爆者団体からは「言語道断、被爆者を侮辱している」との批判の声が上がっています。このことについて市長は、庄子議員の質問に対して、盛岡市は「非核平和都市宣言」で核兵器の廃絶を強く希求していく立場にあることから残念「被爆者の発言は大変重い」と答え、「今年行った岩手県原爆死没者慰霊事業は市民の非核平和に対する意識の向上の一助となった」「今後も、非核平和都市宣言事業を継続して実施していきたい」と答えました。

議会常任委員会改選…4つの常任委員会で、改選が行われました。

総務常任委員会/神部伸也 高橋和夫 教育福祉常任委員会/三田村亜美子 産業環境常任委員会/庄子春治 建設常任委員会/鈴木努

特別委員会設置…新たに4つの特別委員会が設置されました。

観光振興特別委員会/神部伸也 農業地域活性化特別委員会/高橋和夫 こどもいきいき特別委員会/三田村亜美子(委員長) 鈴木努 雇用対策特別委員会/庄子春治

市議団内の任務分担の変更

会派の幹事長は神部伸也議員から鈴木努議員に交代しました。

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R7.10.31
------	-----	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	232,100	円
支出按分率（※按分が必要な場合）	5分の1	
政務活動費支出金額	46,420	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」（10月発行）新聞折込代 232,100円
 @4.0円×50,650部+消費税
 @4.2円×2,000部+消費税
 （会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している）
 ※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

№100313

領収書

日本共産党 盛岡市議団 様

下記の通り正に領収致しました

領収金額	4	2	3	2	1	0	0
内訳	税率(10%)	税抜金額	21,000	円	消費税額	2,100	円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

但し、10月26日チラシ折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他()

- 内訳
- ①現金 ¥
 - ②小切手 ¥ _____
 - ③振込 ¥ _____
 - ④相殺 ¥ _____
 - ⑤その他 ¥ _____

■各紙新聞折込広告代理店
■総合広告代理店

岩手日報アド・プラン
〒020-0122 盛岡市みたげ一丁目20番地
TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154
登録番号: T2400001000205



担当印

令和 7 年 10 月 31 日



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R8. 2. 12
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	294,525	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	58,905	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」発行印刷費 (1月発行) 294,525円
 @4.5円×59,500部+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄

別紙に添付

のりしろ

領収書

No. 014492

日本共産党 様

金額 4294525*

但盛岡市議団報告印刷代として
上記の金額正に領収しました。



河北印刷株式会社

〒020-0015 盛岡市本町通2丁目8番7号 Tel. 019-623-4256
適格請求書発行事業者登録番号 E6-4000-0100-0449



税抜金額	267,750 円
消費税額	26,775 円 (10%)
金種	現金
振込	振込
手形	手形
相殺	相殺

2026年2月12日

※扱者印なきものは無効といたします。

お客様コードNo. [Redacted]

納品書

No. 380037

2026年 1月 22日

日本共産党 御中

河北印刷株式会社
 代表取締役社長 菊
 盛岡市本町通
 TEL 019-623-4256 FAX 019-623-0976

担当: [Redacted]

下記の通り納品致しましたのでご査取ください。

品番	品名	数量	単位	単価	金額	備考
(0001-0)	盛岡市議団報告	59,500	枚	4.50	267,750	
				消費税等	26,775	課税対象額 267,750
合計					¥294,525	

摘要:

--	--

日本共産党 盛岡市議団報告

No.352-2026年新年号

発行:日本共産党盛岡市議団

盛岡市本町12-3-6 TEL019-656-0578



この広報誌は政治活動の一環として発行しています。市政へのご意見・ご要望をお寄せ下さい。



庄子春治 高橋和夫 神部伸也 鈴木努 三田村亜美子

1 「自治体経営改善計画」…12月定例会の中心的課題に

盛岡市が財政難を背景として打ち出した「自治体経営改善計画」は、市議会全体の中心的論点に。党市議団は①物価高騰の下で市民生活を悪化させるような負担増は避けること、②受益者負担の適正化(補助金削減、使用料の改定)については市民生活や市民活動への影響に配慮し関係団体、市民の意見を聞き合意を得て進めること、③(5年間で)「60億円の財源確保」というスキーム自体を見直すこと、の立場で論戦しました。

①123事業の見直しについて

市民生活の悪化、削減の影響考慮を

市が公表した123事業の見直しについて、市民各層から異論や批判が出されています。

党市議団は、放課後児童クラブ利用料補助など、市民生活に直接影響を与える事業については見直し対象から除外することを求め、敬老バス、シティマラソンなどの縮小については、削減する経費を上回る損失を招くのではないかと質問。

今議会には、敬老バスの削減・有料化撤回の請願、放課後児童クラブ利用料補助見直しに反対する請願、副食費補助の見直しに反対する請願が提出され、それぞれ採択されました。

放課後児童クラブ利用料補助など 3事業を対象から除外

市は12月議会最終日の全員協議会で、123事業のうち、①放課後児童クラブ利用料補助 ②副食費助成事業 ③幼稚園給食費補足給付事業の3事業は見直し対象から除外すると発表し、他事業についても引き続き検討するとしました。

②使用料の一斉値上げ

今議会に提出された使用料の値上げ案は42条例の改正で、142施設(166施設種別)の使用料が一斉に値上げされます。

党市議団は、今回の使用料改定について、▼利用料の額に応じて激変緩和率を段階的に定めるなどの配慮が必要であること、▼65歳以上の利用者への減免の廃止、公民館の利用者団体への減免率が最高100%から50%にされたことなど「減免」の規定が大幅に縮小されたこと、▼利用団体の理解も得られていないことなどを指摘し、反対しました。

③大型事業

広域ごみ処理新施設計画の見直しこそ

市の自治体経営改善計画では、使用料の値上げなど住民負担増を求める前に大規模事業の見直しをすべきだと指摘。中でも、広域のごみ処理施設整備事業に伴う市の負担金はR5~28年度で329億7800万円と見込まれており、市の財政状況からみてもこの事業は立ち止まって検討すべきではと質問しました。

市長は、ごみ処理施設整備を含む大規模事業について「予定しているスケジュールが妥当かどうかを検証する」との見解を示しました。

盛岡市議会定例会(12月3日)から22日まで開催された「盛岡市議会議員会」(第4号)の議案(第5号)の「盛岡市の公共施設等の使用料を一斉に値上げする等の案の改正案」(第4号)は、議員の多くが反対し、市議団の7議案が採択されました。また、議員の多くが反対し、市議団の7議案が採択されました。

123 事業の見直し、 議会論戦と市民運動で「事業の見直し」を撤回

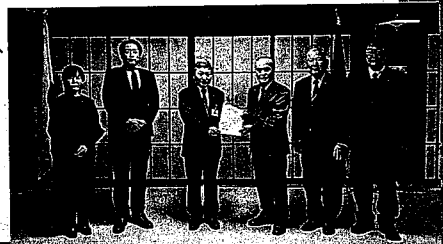
2 補正予算で物価高対策…予算要望でさらなる対策を提案

12月定例会では、開会日に「福祉灯油」実施の補正予算が提案されるとともに、最終日にも追加補正予算として、国の経済対策の交付金の一部を活用した物価高対策(下段参照)が提案され、全会一致で採択されました。

- 原油価格・物価高騰冬季特別対策事業(福祉灯油)生活困窮世帯を対象に1世帯当たり7,000円を支給
- 物価高対応子育て応援手当支給事業児童手当受給者等を対象に児童1人当たり20,000円を支給
- 学校給食や障がい者・高齢者福祉施設の食材費、放課後児童クラブのおやつ代、保育所等の副食費へ高騰分を補助
- 子ども食堂へお米を支給(25箇所)に約560kgを想定)

党市議団は12月26日、内館茂市長(代理で中村副市長が受任)に対し「緊急経済対策補正予算及び2026年度予算編成に関する要望書」を提出し、▼低所得・生活保護世帯へ給付金の支給、▼プレミアム付き商品券の発行・全世帯への配布、▼市民への上下水道料金の減免一をはじめ、生活者支援と事業者支援について14項目の予算化を提起しました。

また、予算要望では、自治体経営改善計画の見直しをはじめ、市の事業の各分野について要望しました。



3 「宿泊税」修学旅行は免除を …条例案に修正動議

東北の市では、弘前市、仙台市について3番目となる「宿泊税」を導入するための「盛岡市宿泊税条例」が提案されました。観光振興などの目的に使われる法定外目的税で、市内の宿泊施設への宿泊者に一泊200円を課税します。

党市議団は、収入のない子どもたちの教育活動に対しての課税は避けるべきだと立場から、修学旅行などを課税免除の対象にする規定を追加する修正案を提出(賛同者に無所属2名を含む)。賛成12人で修正案は否決され、原案が可決されました。49年ぶりとなる、議案に対する本会議での修正案提出となりました。

5 各分野の市民要望・公約実現への論戦

①中小企業振興条例

高橋和夫議員は中小企業振興条例の制定について質問。市長は「全庁的な共通認識を深めながら、条例制定へ向けた取組を進めたい」と述べました。高橋議員の再質問に対し、商工労働部長は、「令和8年度には議案を上程して条例制定を進めたい」「条例制定後に、より具体的な振興計画を策定し、その中で必要な事業を盛り込む。予算については、必要があれば令和9年度予算で要求していく」と答えました。

②小中学生の文化活動、全国大会等への派遣費支援の対象拡大

高橋議員は、渋民中学校が群読劇で全国中学校総合文化祭(静岡県菊川市で開催)に出場したことを紹介し、支援を求めました。教育長は、「審査や順位付けを目的としない発表会形式であったことから、助成の対象にならなかった」「補助金交付要領」の見直しを含め、支援のあり方の検討や財源の確保に努める」と答えました。

③ヤングケアラー

神部伸也議員はヤングケアラー実態調査の取組状況を質し、「ヤングケアラーを発見するには全児童生徒を対象にしたアンケートにすべき」と提起しました。子ども未来部長は、「子どもの声を丁寧に聞いた上で施策を考えていきたい」と答えました。神部議員は、取組を評価するとともに、「ヤングケアラー支援条例」の制定を求めました。

④公共交通不便地域での移動手段の確保

神部議員は、上田堤・緑が丘地域住民が、バスの減便により通院や買い物に不便をきたしている問題を指摘し、地域内の区間約1.1kmをバス空白の時間帯にタクシーを定時定点で走らせ、松園と市内中心部をつなぐ基幹バス路線につなぐ案を提起し、検討を求めました。建設部長は「運行形態や利用方法などについて、一度、地域の皆様とご相談させていただきたい」と答えました。

⑤不登校対策

盛岡市における令和6年度の不登校児童生徒は704人で前年比18.5%増と全国同様過去最高となりました。庄子春治議員は、子どもたちが安心して通える学校づくりとともに、不登校児童及びその保護者への支援の在り方について質問。今年度からの新たな取組を評価し、継続充実させることを求めました。フリースクールに対する経済的支援とともに、在宅の不登校児童生徒とその保護者への支援について、教育委員会と市の福祉部門との連携で実態を把握し、計画をもって取り組むことなどを提案しました。

⑥つなぎでさんざ、通年開催を

市内の伝統さんざ保存会18団体中16団体からの協力を得て、つなぎ温泉で宿泊客を対象に伝統さんざ踊りを披露する取組が好評を博しています。保存会も出演の機会を得て技術向上にもつながる相乗効果をあげていきます。つなぎ温泉観光協会の要望を紹介し、来年度の事業充実を図ることを提案。市は、充実に向けて検討すると答えました。

4 クマ対策について 早急に予算化を

市内のクマの出没件数は625件(25年11月末時点)と、これまで最多だった2023年度1年間の304件の2倍を超える異常事態です。鈴木努議員は、▼保護者が送迎できない場合の登下校時における児童・生徒のタクシー等を利用した車両送迎の実施、▼狩猟者の人材確保のために市が実施している「狩猟免許取得費補助金」(事務事業の見直し対象)の継続実施と予算の拡充、▼クマの捕獲・駆除を行う鳥獣被害対策実施隊の待遇改善等、市民の安全を守るための対策やクマの捕獲体制の強化等を求めました。議会最終日の討論では、補正予算を組むなど機敏な対応が必要だったと指摘し、クマ対策の事業を早急に予算化するよう求めました。

6 発議案・請願について

「国旗損壊罪」意見書案を否決

議会最終日、発議案第11号『「日本国国旗損壊の罪」の早期制定を求める意見書について』が発議されました。神部議員が党市議団を代表し「国家の威信やそれを象徴する国旗についての尊重は、本来国民の自由な感情によって維持されるべきであり、刑罰をもって国民に強制することは国家主義を助長しかならず、表現の自由を侵害する恐れがある」と反対討論。意見書案は賛成少数で否決されました。

請願について 12月議会に提出され審査された請願の結果は次の通りです。

請願第12号 カリキュラムオーバーロードの改善を求める請願 賛成少数で不採択

請願第13号 物価上昇に見合う高齢基礎年金等の引き上げを求める請願 賛成少数で不採択

請願第14号 敬老バスの運行に関する請願(回数縮小有料化を行わないこと)賛成多数で採択

請願第15号 副食費助成事業見直しについての請願 賛成全員で採択

請願第16号 放課後児童クラブ利用料補助の見直しについての請願 賛成全員で採択

請願第17号 政府に農業者所得補償(直接支払い)制度を求める請願 賛成少数で不採択

日本共産党盛岡市議団は全請願に賛成しました。

次回定例会の予定

2026年3月定例会

2月19日	本会議(招集予定)
2月27日	本会議(代表質問)
3月2日	本会議(代表質問/一般質問)
3月3日	
～5日	本会議(一般質問)
3月9日	本会議(議案質疑)
3月10日	
・12日	各常任委員会
3月16日	
～19日	予算審査特別委員会
3月23日	
・24日	各常任委員会
3月26日	本会議(最終日)

日本共産党盛岡市議団報告
No.352-2026新年号

政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R8. 2. 12
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	232,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	5分の1	
政務活動費支出金額	46,420	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」(1月発行)新聞折込代 232,100円
 @4.0円×50,650部+消費税
 @4.2円×2,000部+消費税
 (会派5人分を一括して支払っているため、額面金額を按分している)
 ※領収書原本は鈴木努議員の収支報告書に添付。

領収書等添付欄	<input checked="" type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	---

のりしろ

№100414

領 収 書

日本共産党 盛岡市議団 様

下記の通り正に領収致しました

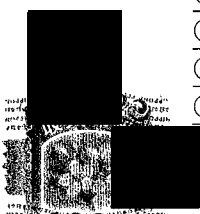
領収金額	¥	232	100
内訳	税率(10%)	税抜金額	21,000円
		消費税額	2,100円

※金額の先頭に¥がないもの、社印及担当印の無いもの、金額及び領収日付を訂正したものは、無効と致します。

但し、1月25日チラシ折込料・チラシ制作料・広告掲載料・広告制作料・その他 ()

内 訳

- ①現金 ¥ 232,100-
- ②小切手 ¥
- ③振込 ¥
- ④相殺 ¥
- ⑤その他 ¥

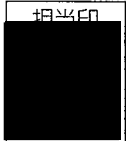


2000

令和 8 年 2 月 12 日

■各紙新聞折込広告代理店
■総合広告代理店

岩手日報アド・プラ
〒020-0122 盛岡市みたけ一丁目10番10号
TEL(019)641-6711(代) FAX(019)641-6154
登録番号：T2400001000205



政務活動費支払伝票

使途項目	広報費	支出日	R8. 2. 13
------	-----	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	880	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	880	円

【支払概要】

広報「市議団ニュース」(1月発行)新聞折込代 880円
 @4.0円×200部+消費税

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

高橋和夫 様

No. _____

★

¥ 880-

内 訳

現金 880

小切手

手形

登録番号 T6400002007765

消費税額等(10%) 88-

但 チラシ折込料200枚 / 議会報告
 8年2月13日 上記正に領収いたしました

収入印紙

岩手県岩手郡岩手町大字川口第9地割12番地

有限会社 四 日 市
 代表取締役 四日市 吉
 電話 0195-65-2009

様式第 6 号

政務活動費支出簿

使途項目		資料購入費	
支出年月日	支出金額	摘 要	備考
R7. 4. 25	4,000 円	新聞代 (4 月分)	
R7. 5. 26	4,000 円	新聞代 (5 月分)	
R7. 6. 25	4,000 円	新聞代 (6 月分)	
R7. 7. 25	4,000 円	新聞代 (7 月分)	
R7. 8. 25	4,000 円	新聞代 (8 月分)	
R7. 9. 25	4,000 円	新聞代 (9 月分)	
R7. 10. 27	4,000 円	新聞代 (10 月分)	
R7. 11. 25	4,000 円	新聞代 (11 月分)	
R7. 12. 25	4,000 円	新聞代 (12 月分)	
R8. 1. 26	4,000 円	新聞代 (1 月分)	
R8. 2. 25	4,000 円	新聞代 (2 月分)	
R8. 3. 25	4,000 円	新聞代 (3 月分)	
R8. 3. 25	17,729 円	書籍購入費	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	65,729 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7. 4. 25
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報4月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
尚橋 和夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み)	令和7年4月分 軽減税率対象品
上記金額正に領収いたしました。	
令和7年4月25日	岩手日報
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
岩手日報 岩手日報好摩セ有 有限会社 松本新聞社 代表取締役 松本 隆 盛岡市好摩字上山84番地2 TEL019-613-8390	

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000- (消費税込み) 令和 7年 4 月分
 軽減税率対象品
 上記金額正に領収いたしました。

令和 7年 4 月 25 日 毎日新聞
 月次訂正及び振替印のないものは無効です。

岩手日報

岩手日報好摩七戸支店
 有限会社松本新聞販売所
 代表取締役 松本 隆夫
 盛岡市好摩字上山8番地2号
 TEL019-613-8382 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 235985

高橋 和夫 様

令和 7年 5 月 2 日

下記のとおりに領収いたしました。

岩手県滝沢市鵜飼向新
 新岩手農業協同
 (部署 玉山地区担当課)

合計金額 ¥ 3,100-

納品日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 (R7.4.25口座引落分)		1	3100円	3100円

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7.5.26
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率（※按分が必要な場合）		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報5月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
尚 橋 知 夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み)	令和 7 年 5 月分
軽減税率対象品	
上記金額正に領収いたしました。	
令和 7 年 5 月 26 日	岩手日報
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
岩手日報 岩手日報好摩七瀬社有 有限会社 松本新開基 代表取締役 松本 岩 盛岡市好摩字上山84番地22 TEL019-613-8389 FAX019-613-8399	

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 - 令和 7年 5月 分 ✓
(消費税込み) **軽減税率対象品**

上記金額正に領収いたしました。 抜者印

令和 7年 5月 26日 毎日新聞 [Redacted]

月次訂正及び抜者印のないものは無効です。

岩手日報

岩手日報好摩セブタ
有限会社松本新聞社
代表取締役 松本光太郎
盛岡市好摩字上山84番地2号
TEL019-613-8392 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

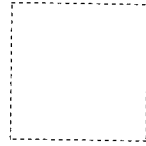
No. 235995

高橋 和夫 様 ✓

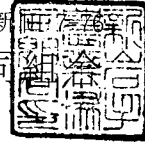
令和 7年 5月 26日 ✓

下記のとおり領収いたしました。

担当者印



岩手県滝沢市鶴飼向新
新岩手農業協同



(部 聖山地区担当課)

合計金額 ¥ 3,100 - ✓

納品月日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 (R7.5.26口座引落分)		1	3100円	3,100円 ✓

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7.6.25
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報6月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み)	令和 7 年 6 月分
軽減税率対象品	
上記金額正に領収いたしました。	
令和 7 年 6 月 25 日	岩手日報
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
岩手日報 岩手日報好摩セブン株式会社 有限会社 松本新聞販売部 代表取締役 松本光平 盛岡市好摩字上山84番地2 TEL019-613-8383 FAX019-613-8399	

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 - 令和 7 年 6 月分
(消費税込み) **軽減税率対象品**

上記金額正に領収いたしました。

令和 7 年 6 月 25 日 毎日新聞

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

扱者印

岩手日報

岩手日報好摩七字外
有限会社 松本新聞店
代表取締役 松本昌史
盛岡市好摩字上山84番地
TEL019-613-8382 FAX019-613-8396

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239209

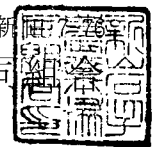
高橋 和夫 様

令和 7 年 6 月 25 日

担当者印

下記のとおり領収いたしました。

岩手県滝沢市鶏飼向新
新岩手農業協同



合計金額 ¥ 3,100 - (部署)

納品月日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 (R7.6.25口座引落分)		1	3,100 円	3,100 円

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費 //	支出日	R7.7.25 //
------	----------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	11,100 //	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000 //	円

【支払概要】

岩手日報7月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様 //	
¥ 4,000 //	令和 7 年 7 月分 //
(消費税込み)	軽減税率対象品 //
上記金額正に領収いたしました。	
令和 7 年 7 月 25 日 //	岩手日報 //
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
岩手日報	岩手日報好摩七段社有 有限会社松本新開 代表取締役 松本 隆平 盛岡市好摩字上山84番地22

登録番号 T2400002007595

TEL019-613-8383 FAX019-613-8399



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 (消費税込み) 令和 7年 7月 分

上記金額正に領収いたしました。 **軽減税率対象品**

令和 7年 7月 25日 毎日新聞

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報

岩手県報好摩七之内有
有限会社松本新聞販売店
代表取締役 松本光太郎
盛岡市好摩字上山1-1-1
TEL019-613-8382 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239219

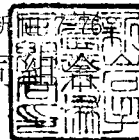
高橋 和夫 様

担当者印

令和 7年 7月 25日

下記のとおり領収いたしました。

岩手県滝沢市鶴飼向新
新岩手農業協同
(部署)



合計金額 ¥ 3,100

納品日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 < (R7. 7. 25口座引落分)		1	3,100 ^円	3,100 ^円

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7. 8. 25
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】
 岩手日報 8月分購読料
 3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄 別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 令和 7 年 8 月分
 (消費税込み)

上記金額正に領収いたしました。

令和 7 年 8 月 25 日 岩手日報

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

扱者印

岩手日報好摩七夜行有
 限会社 松本新報有限
 代表取締役 松本新報
 盛岡市好摩字上山184番地
 TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 (消費税込み) 令和 7 年 8 月分
軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。

令和 7 年 8 月 25 日 毎日新聞
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報

岩手日報好摩七所外有
限会社 松本新開地
代表取締役 松本光彦
盛岡市好摩字上山84番地22
TEL019-613-8392 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239234

高橋 和夫 様

令和 7 年 8 月 26 日

下記のとおり領収いたしました。

担当者印

岩手県滝沢市鵜飼向新

新岩手農業協同

(部署)

合計金額 ¥ 3100 -

納品日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 (R7.8.25口座引落分)		1	3100	3100

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7.9.25
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報9月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み)	令和 7 年 9 月分
軽減税率対象品	
上記金額正に領収いたしました。	
令和 7 年 9 月 25 日	岩手日報
月次訂正及び振替印のないものは無効です。	
岩手日報	岩手日報好摩七株式会社 有限松社 松本新 有限 代表取締役 松本 浩平 盛岡市好摩字上山84番地22 TEL019-613-8382 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 = 令和 7 年 9 月分
(消費税込み) 軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。

扱者印

令和 7 年 9 月 25 日 / 毎日新聞

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報

岩手日報好摩支社
有限会社 松本麻鶴
代表取締役 松本光幸
盛岡市好摩字上山84番地22
TEL 019-613-8399 FAX 019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239301

高橋 和夫 様

令和 7 年 9 月 25 日

下記のとおり領収いたしました。

岩手県滝沢市鶏飼向新
新岩手農業協同

合計金額 ¥ 3,100 =

(部署)

納品 月日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 (R7.9.25口座引落分)		1	3,100 円	3,100 円

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費 ✓	支出日	R7.10.27 ✓
------	---------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報10月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み)	令和 7 年 10 月 分
軽減税率対象品	
上記金額正に領収いたしました。	
令和 7 年 10 月 27 日	岩手日報
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
岩手日報 有限会社 松本新聞販売店 代表取締役 松本 浩一 盛岡市好摩字上山84番地22 TEL019-613-8383 FAX019-613-8399	

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000- (消費税込み) 令和 7 年 10 月分
軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。 扱者印

令和 7 年 10 月 27 日 毎日新聞

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報 岩手県報好摩七郎町
 有限会社 松本新報社 本店
 代表取締役 松本光平
 盛岡市好摩字上山84番地2
 TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239316

高橋 和夫 様

担当者印

令和 7 年 10 月 27 日

下記のとおり領収いたしました。

岩手県滝沢市鶴飼向新
新岩手農業協同

合計金額 ¥ 3,100- (部署)

納品月日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞		1	3100円	3100円
	(R7.10.27口座引落分)				

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7. 11. 25
------	-------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】
岩手日報 11月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 (消費税込み) 令和 7年 11月 分

軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。

令和 7年 11月 25日 岩手日報

月次訂正及び振者印のないものは無効です。

岩手日報好摩セブン株式会社
有限会社 松本新聞社
代表取締役 松本 浩平
盛岡市好摩字上山84番地
TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T 2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000- ^{令和 7 年 11 月分}
(消費税込み) **軽減税率対象品**

上記金額正に領収いたしました。

令和 7 年 11 月 25 日 / 毎日新聞

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報

岩手日報好摩七森外有
有限会社 松本新報社
代表取締役 松本光洋
盛岡市好摩字上山84番地22
TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書 No. 239328

高橋 和夫 様

令和 7 年 11 月 26 日

下記のとおり領収いたしました。

岩手県滝沢市鵜飼向新
新岩手農業協同

合計金額 ¥ 3100- (部署)

納品月	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞		1	3100 ^円	3100 ^円
	(R7.11.25口座引落分)				

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R7.12.25
------	-------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報12月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み)	令和 7 年 12 月分 軽減税率対象品
上記金額正に領収いたしました。	
令和 7 年 12 月 25 日	岩手日報
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
岩手日報好摩七新外有 有限松社 株本新報器限店 代表取締役 松本 浩平 盛岡市好摩字上山84番地22 TEL019-613-8383 FAX019-613-8399	

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 - 令和 7年 12月分
(消費税込み) **軽減税率対象品**

上記金額正に領収いたしました。 [振込印]

令和 7年 12月 25日 / 毎日新聞 [振込印]

月次訂正及び振込印のないものは無効です。

岩手日報 岩手日報好摩セブタ外有
有限会社 松本新聞印刷
代表取締役 松本 浩二
盛岡市好摩字上山84番地2
TEL019-613-8399 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239349

高橋 和夫 様

[担当者印]

令和 7年 12月 26日

下記のとおり領収いたしました。

岩手県滝沢市鵜飼向新
新岩手農業協同



合計金額 3,100 - //

納品月	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞		1	3,100円	3,100円
	(R7.12.25口座引落分)				

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R8. 1. 26
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報1月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様	
¥ 4,000	令和 8 年 1 月 分
(消費税込み)	軽減税率対象品
上記金額正に領収いたしました。	
令和 8 年 1 月 26 日	岩手日報
月次訂正及び抜者印のないものは無効です。	
岩手日報好摩セブンス	岩手日報好摩セブンス
有限会社 松本新聞	有限会社 松本新聞
代表取締役 松本 隆	代表取締役 松本 隆
盛岡市好摩字上山84番地	盛岡市好摩字上山84番地
TEL019-613-8382 FAX019-613-8399	TEL019-613-8382 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595



きよりの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 - 令和 8 年 / 月 分
(消費税込み) 軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。

令和 8 年 / 月 26 日 毎日新聞 [担当者印]

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報
有限会社 松本新聞販売所
代表取締役 松本光平
盛岡市好摩字上山84番地22号
TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 220443

高橋 和夫 様

[担当者印]

令和 8 年 / 月 26 日

岩手県滝沢市鶴飼向新
新岩手農業協同



下記のとおり領収いたしました。

合計金額 ¥ 3,100 -

(部署)

納品月日	品名	単位	数量	単価	金額
	日本農業新聞 (R8.1.26口座引落分)		1	3,100 ^円	3,100 ^円

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R8. 2. 25
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

岩手日報2月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 (消費税込み) 令和 8 年 2 月分
軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。

令和 8 年 2 月 25 日 岩手日報

月次訂正及び抜者印のないものは無効です。

岩手日報好摩七
有限余社 松本新報社有
代表取締役 松本新報社
盛岡市好摩字上山1番地2
TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595



まよりの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000 令和 8 年 2 月 分
(消費税込み) 軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。 [抜者印]

令和 8 年 2 月 25 日 毎日新聞 [抜者印]

月次訂正及び抜者印のないものは無効です。

岩手日報

岩手日報株式会社
有限会社 本社 盛岡市好摩字上山84番地22
代表取締役 松本 浩平
TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T2400002007595

領 収 書

No. 239411

高橋 和夫 様

令和 8 年 2 月 25 日

下記のとおりに領収いたしました。

[担当者印]

岩手県滝沢市鶴飼向新
新岩手農業協同組合
(部署 玉山地区担当課)

合計金額		¥ 3100 -				
納品月	品名	単位	数量	単価	金額	
	日本農業新聞		1	3100	3100	
	(R8.2.25口座引落分)					

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R8. 3. 25
------	-------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	11,100	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	4,000	円

【支払概要】

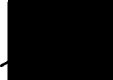
岩手日報 3月分購読料
3紙購読のうち、1紙を計上する。

領収書等添付欄

別紙に添付



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証	区 号
高橋 和夫 様	
¥ 4,000 (消費税込み) 令和 8 年 3 月分	
(消費税込み) 軽減税率対象品	
上記金額正に領収いたしました。	
令和 8 年 3 月 25 日 岩手日報	
月次訂正及び扱者印のないものは無効です。	
	
岩手日報 岩手日報好摩七外有 有限会社 松本新開店 代表取締役 松本 隆 盛岡市好摩字上山 2 番地 TEL019-613-8383 FAX019-613-8399	

登録番号 T2400002007595



きょうの話題
あすの指針に

領 収 証 区 号

高橋 和夫 様

¥ 4,000- 令和 8 年 3 月分
(消費税込み) 軽減税率対象品

上記金額正に領収いたしました。

令和 8 年 3 月 25 日 毎日新聞

月次訂正及び扱者印のないものは無効です。

岩手日報 岩手県滝沢市好摩字上山84番地
有限会社 松本新報社 盛岡市好摩字上山84番地
代表取締役 松本 龍平

TEL019-613-8383 FAX019-613-8399

登録番号 T 2400002007595

領 収 書

No. 239429

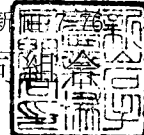
高橋 和夫 様

令和 8 年 3 月 25 日

下記のとおり領収いたしました。

担当印

岩手県滝沢市鵜飼向新
新岩手農業協同
(部署) 玉山地区担当課



合計金額 ¥ 3,100-						
納品日	品名	単位	数量	単価	金額	
	日本農業新聞 (R8,3,25口座引落分)		1	3100 円	3,100 円	

※組合印および担当者印のないものは無効とします。

政務活動費支払伝票

使途項目	資料購入費	支出日	R8.3.25
------	-------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	18,456	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)		
政務活動費支出金額	17,729	円
【支払概要】 月刊誌「前衛」12か月分 8,928円 月刊誌「議会と自治体」12か月分 9,528円		

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

高橋 和夫 様

しんぶん 赤旗
領収書

2025年4月～2026年3月

18,456円(税込)

新聞・雑誌名	税率	部数	金額(税込)
『前衛』	10%	12	8,928
議会と自治体	10%	12	9,528

(取扱先)
〒020-0015
盛岡市本町通2-3-6
「しんぶん赤旗」盛岡出張所
TEL 019-656-0655

8%対象	0円(税込)	消費税	0円
10%対象	18,456円(税込)	消費税	1,678円

日本共産党中央委員会 登録番号 T2700150120822
しんぶん赤旗

領収年月日
3/25



政務活動費支出簿

使途項目		事務所費	
支出年月日	支出金額	摘要	備考
R7. 4. 18	15,000 円	事務所費 (4月分)	
R7. 5. 18	15,000 円	事務所費 (5月分)	
R7. 6. 16	15,000 円	事務所費 (6月分)	
R7. 7. 16	15,000 円	事務所費 (7月分)	
R7. 8. 15	15,000 円	事務所費 (8月分)	
R7. 9. 16	15,000 円	事務所費 (9月分)	
R7. 10. 17	15,000 円	事務所費 (10月分)	
R7. 11. 18	15,000 円	事務所費 (11月分)	
R7. 12. 18	15,000 円	事務所費 (12月分)	
R8. 1. 16	15,000 円	事務所費 (1月分)	
R8. 2. 17	15,000 円	事務所費 (2月分)	
R8. 3. 18	15,000 円	事務所費 (3月分)	
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
	円		
合計	180,000 円		

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.4.18
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】

事務所家賃 4月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

高 橋 和 夫 様

No. _____

★ 30,000円也

内 訳

現金

小切手

手 形

消費税額等(%)

但 4月分事務所代として
令和7年 4月 18日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コケヨ ウケ-98

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.5.18
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】

事務所家賃 5月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

高 橋 和 夫 様

No. _____

★ 30,000円

内 訳

現金 _____

小切手 _____

手 形 _____

消費税額等(%) _____

但 5月分事務所代り
令和7年5月18日 上記正に領収いたしました

収入印紙

コクヨ ウケ-98

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.6.16
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】

事務所家賃 6月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証

高 橋 和 夫 様 No.

★ 30,000円也

内 訳

現金 _____ 但 6月分事務所代として

小切手 _____ R7年6月16日 上記正に領収いたしました

手形 _____

消費税額等 (%) _____

収入印紙

コクヨ ウケ-98

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.7.16
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 7月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証 高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円

内 訳 _____ 但 7月分家賃代
 現金 _____ R7年7月16日 上記正に領収いたしました
 小切手 /
 手形 /

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-98

収入印紙



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.8.15
------	------	-----	---------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】
事務所家賃 8月分
契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証 高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円

内 訳 _____ 但 8A分事務代り
現 金 _____ R7年8月5日 上記正に領収いたしました
小切手 _____
手 形 _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-98

収入印紙

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7. 9. 16
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 9月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証

高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円也

但 9月分事務所代として

R7年9月16日 上記正に領収いたしました

内 訳

現金 _____

小切手 _____

手 形 _____

消費税額等(%) _____

コクヨ ウケ-98

収入印紙

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費 //	支出日	R7. 10. 17 //
------	---------	-----	---------------

支出証拠書類の額面金額	30,000 //	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1 //	
政務活動費支出金額	15,000 //	円

【支払概要】

事務所家賃 10月分 //

契約書の写しのとおり //

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証

高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円 //

内 訳 _____ 但 10月分事務代として //

現金 _____

小切手 _____ R7年10月17日 上記正に領収いたしました //

手 形 _____

消費税額等 (%) _____

コクヨ ウケ-98

収入印紙

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7. 11. 18
------	------	-----	------------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 11月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証 高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円也
 但 11月分家賃代
 R7年 11月 18日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



取 入
 印 紙

コクヨ ウケ-1097



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R7.12.18
------	------	-----	----------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 12月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証 高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円也
 但 12月分事務所代として
 R7年12月18日 上記正に領収いたしました 登録番号

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



収 入
 印 紙

政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R8. 1. 16
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】	
事務所家賃 1月分 契約書の写しのとおり	

領収書等添付欄	<input type="checkbox"/> 別紙に添付
---------	--------------------------------

領 収 証 高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円也
但 R8年1月分事務所代り

R8年1月16日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R8. 2. 17
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】
 事務所家賃 2月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証 高 橋 和 夫 様 No. _____

★ 30,000円也
 但 2月分事務所代りて
 R8 年 2 月 17 日、上記正に領収いたしました 登録番号 _____

収 入
 印 紙

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



政務活動費支払伝票

使途項目	事務所費	支出日	R8. 3. 18
------	------	-----	-----------

支出証拠書類の額面金額	30,000	円
支出按分率 (※按分が必要な場合)	2分の1	
政務活動費支出金額	15,000	円

【支払概要】

事務所家賃 3月分
 契約書の写しのとおり

領収書等添付欄 別紙に添付

領 収 証

高 橋 和 夫 様

No. _____

★ 30,000円也

但 3月分事務所代として

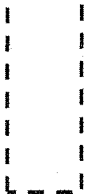
R8年3月18日 上記正に領収いたしました 登録番号 _____

内訳	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等
	税率	金額(税抜・税込)
	%	消費税額等



収 入
印 紙

コクヨ ウケ-1097



貸室賃貸借契約書

賃貸人

高橋和夫との間に、次のとおり貸室賃貸借契約を締結します。

第一条 (目的建物の表示) 賃貸人はその所有する次に表示の貸室を賃借人に賃貸し、賃借人はこれを賃借することを約します。

貸室の所在場所

〒〇八四二五
盛岡市 好摩字夏間木三番地三三

木造

トタン葺

2階建

1階

1室

59.4平方メートル ()号室

第二条 (賃貸借期間) 賃貸借の期間は 2023年 9月 1日から 2027年 8月

末 日までの 4年間とします。ただし賃貸人・賃借人は、協議のうえで本契約を更新することができるものとします。

第三条 (賃料) 賃料は毎月 1万 円也とし、賃借人は毎月 1万 日までに 当 月分を賃貸人

の住所に持参もしくは送金して支払うものとします。ただし、その賃料が経済事情の変動、公租公課の増額、近隣の家賃との比較等により不相当となったときは、賃貸人は、契約期間中であっても、賃料の増額の請求をすることができるものとします。また本件貸室の一部が、火災その他の災害で滅失したとき(ただし、いずれも残存部分のみで本契約の目的を達成できるときに限り)は、賃借人は、契約期間中であっても、賃貸人との協議に基づき、当該滅失等された部分に相当する賃料を減額することができるものとします。

第四条 (敷金) 賃貸人は敷金として金 円也を賃借人から申し受けるものとします。敷金は賃料債務そ

の他の本契約に基づいて生ずる賃借人の賃貸人に対する債務を担保する目的で預託されるものであり、利息を付さないものとします。賃借人の債務への充当の範囲、方法およびその返還については本契約に定めるところによるものとします。

第五条 (使用目的) 賃借人は、貸室を 事務所 の目的で使用し、他の用途に使用してはなりません。

第六条 (転貸等の禁止) 賃借人は、賃借権を譲渡し、もしくは本件貸室を転貸し(同居、共同使用等事実上賃借権の譲渡、転貸と同様の結果となるすべての場合を含みます)、または賃貸人の承諾なしに造作、改造、模様替え等をしてはなりません。

また、賃借人は、本件貸室の使用に必要であっても、修繕を行う場合は賃借人の承諾を得なければなりません。ただし、賃借人が修繕が必要である旨通知し、もしくは賃借人がその旨知ったにもかかわらず、賃借人が相当期間内に必要な修繕をしないとき、急迫の事情があるとき、または小修繕の場合はこの限りではありません。

第七条(当然終了) 本件貸室が、火災その他の災害で大破または滅失したときには、本契約は当然に終了します。

第八条(契約解除) 次の場合の一つに該当したときは、賃貸人は、催告をしないで、直ちに本契約を解除することができるものとします。

一、賃借人の使用に供している本件貸室の一部が火災その他の災害で大破または滅失し、これにより本契約の目的を達成することができないとき。

二、賃貸人の事前の承諾なく、本件貸室の改造、造作、模様替え等の原状の変更をおこなったとき。

三、賃貸人の事前の承諾なく、賃借人が賃借権を譲渡し、または本件貸室を転貸するとき。

四、賃借人が、自身あるいは契約締結時に賃貸人に申告した家族以外の者に賃貸人の事前の承諾なく本件貸室を占有させたとき。

五、長期不在により賃借権の行使を継続する意思がないと認められるとき。

六、賃借人につき仮差押、仮処分または強制執行を受けたとき。

七、賃借人に対し競売、破産、特別清算、民事再生または会社更生の申立があつたとき、あるいは賃借人が自らこれら手続の申立をしたとき。

八、賃借人が事業の廃止もしくは変更、または解散の決議をしたとき。

九、賃借人振出の手形小切手が不渡処分を受け、または公租公課の滞納処分を受けたとき。

十、賃借人の財産または信用状態が悪化し、本契約に基づく債務の履行が困難になる恐れがあると認められる相当の事由があるとき。

十二、反社会的勢力との関係において、(イ)賃借人または賃借人の役員等が反社会的勢力と認められるとき、(ロ)反社会的勢力が賃借人の経営に実質的に関与していると認められるとき、(ハ)賃借人が反社会的勢力を利用したと認められるとき、(ニ)賃借人が反社会的勢力に対して資金等を提供しもしくは便宜を供与するなどの関与が認められるとき、(ホ)賃借人自

らまたは第三者を利用して不当な要求行為、脅迫行為もしくは暴力行為またはこれに準ずる行為をおこなったとき。
なお、本号における反社会的勢力とは、暴力団、暴力団員、暴力団員でなくなったときから五年を経過しない者、暴力団準構成員、暴力団関係者、総会屋、政治活動・宗教活動・社会運動等標榜ゴロまたは特殊知能暴力集団、その他これに関連または準ずる者をいいます。

2 賃借人が、(イ)賃料の支払いを怠ったとき、(ロ)賃料の支払いを複数回にわたって遅延するとき、(ハ)本契約に定める使用目的以外の用途に使用したとき、(ニ)その他本契約に違反したときにおいて、賃借人はこれを是正するよう催告をし、相当期間を経過した後これが是正されないときは、本契約を解除することができるものとします。ただし、(イ)および(ニ)について、前項に定める事項にも該当する場合は同項の定めを優先して適用し、これに拠るものとします。

第九条 (賃借人の解約申入れ) 賃借人は賃貸人に対して各か月の予告を持って本契約の解約を申し入れることができます。ただし、賃借人は予告に代え各か月分の賃料相当額を賃貸人に支払って即時に解約することができます。

第十条 (使用上の注意) 賃借人は、貸室内において、危険、不潔、その他近隣の迷惑となるべき行為をしてはなりません。

第十一条 (損害賠償等) 賃借人(その家族を含みます)の責に帰すべき事由により本件貸室を汚損、破損したときは、賃借人はすみやかにこれを原状に回復し、または損害の賠償をするものとします。

第十二条 (ガスの使用料等) 電気、水道、ガス等の使用料は、賃借人の負担とし、その実費を賃貸人の定めた方法で支払うものとします。

第十三条 (延滞賃料等への充当等) 敷金には利子をつけないものとし、賃借人が賃料の支払いを怠ったとき、または第十一条の損害賠償金額を支払わなかったときは、賃借人は本契約終了前であってもその敷金をもってその弁済に充当することができるものとします。この場合、賃借人は賃貸人に対し当該充当部分に相当する金額を敷金として交付しなければなりません。

第十四条 (敷金の返還) 賃貸人は、賃貸借契約が終了し、賃借人から貸室の明渡しを受けたときは、その明渡しと同時に敷金を賃借人に返還しますが、延滞賃料もしくは第十一条の損害賠償金額があるとき、または第十六条に定める賃借人の義務が履行されないときはこれを差し引き、またはその費用を留保したうえでその残額を返還するものとします。

第十五条 (移転料等の不請求) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、賃貸人に対し、移転料、立退き料その他これらに類する金銭上の請求をしないものとします。

第十六条 (明渡しの際の原状回復義務等) 賃借人は、本件貸室の明渡しに際し、自己の所有または保管する物件を全部取去し、本契約中に賃借人が造作・加工・設置したものがあれば賃借人が取去を求めない旨表明した場合を除いてすべてこれを取去し、本件貸室を原状に復したうえで (ただし、通常の使用および収益によって生じた本件貸室の損耗ならびに本件貸室の経年劣化は原状回復の対象ではないものとします)、賃借人の立会を求め、本件建物の引渡しをするものとします。

第十七条 (連帯保証) 連帯保証人は、賃料の支払い等本契約に基づく賃借人に対する賃借人の一切の債務について保証し、本契約に定める賃料 年分を上限として、賃借人と連帯して履行の責を負うものとします。

第十八条 (合意管轄) 本契約に関する紛争については、賃借人の居住地の裁判所を第一審の管轄裁判所とすることに各当事者は合意しました。

第十九条 (特約事項)

右のとおり契約が成立しましたので、本契約書 2 通を作成し、各自署名捺印のうえ、各巻通を所持します。

2023年 9月 / 日

賃貸人 現住所
氏名

賃借人 現住所
氏名

連帯保証人 現住所
氏名

〒〇六〇二五
盛岡市 好摩字夏間木八三番地九二

高橋和夫

